

## 別紙 PDF (C)

### 「やむを得ない事由」の該当事由が解消した場合

当初届け出ていた「やむを得ない事由」の該当事由が解消し、博士論文の全文が公表できることになった場合は、学生支援チーム（大学院担当）に申し出ていただき、全文公表手続きを行ってください。

### **全文公表手続**

#### 1. 【提出物】

- (1) 博士論文のインターネット公表に関する確認票（所定様式）
- (2) 許諾書（変更届）（附属図書館長あて）（所定様式）

人文社会系研究科ホームページに掲載されている、別紙「学位授与後の提出物について」及び「博士論文の公表方法について」を熟読の上、提出書類等を準備してください。

参考：人文社会系研究科ホームページ

[https://www.l.u-tokyo.ac.jp/student/doctor\\_thesis/submit.html](https://www.l.u-tokyo.ac.jp/student/doctor_thesis/submit.html)

- #### 2. 【提出方法】
- 許諾内容の変更手続きを行いたい旨、学生支援チーム（大学院担当）[in@l.u-tokyo.ac.jp](mailto:in@l.u-tokyo.ac.jp) にメールでご連絡ください。おって、個別にご案内します。

(注) メールタイトルは、「博士論文インターネット 全文公表（氏名）」とし、連絡項目

- (1) ～ (4) についてお知らせください。

連絡項目：(1) 氏名、(2) 専門分野、(3) 学位授与年月、(4) 変更内容の概略